

○佐藤委員長 ただいまより民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは会議を進めてまいります。

1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第25号、国民健康保険料分割納付等に関する事についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、判断できる状況にあるか、各会派に確認をいたします。

自民党・市民会議。

○松田たくや委員 判断できます。

○佐藤委員長 民主・市民連合。

○白鳥委員 判断できます。

○佐藤委員長 公明党。

○室井委員 判断できます。

○佐藤委員長 日本共産党。

○小松委員 判断できます。

○佐藤委員長 無党派G。

○ひぐま委員 判断できます。

○佐藤委員長 それでは、全会派が判断できるということですので、陳情第25号についての採択、不採択についての判断を、意見開陳を含めて伺っていきたく思います。

自民党・市民会議。

○松田たくや委員 国民健康保険料などの分割納付については、件数についての情報開示を行うことは既に可能であり、市民向けの説明文などを窓口に備え付けるなどして、既に周知しています。

また、医療費一部負担金の減免期間の延長については、国の通知に基づき行っているものであり、この期間の延長や低所得者減免を実施する場合には、保険料を引き上げるなどの措置が必要となるため、願意に沿いがたいと判断させていただきます。

○佐藤委員長 民主・市民連合。

○白鳥委員 陳情事項の1、2につきましては、既に実施しているので、陳情になじまないというふうに考えています。

それから、陳情事項3につきましては、国民健康保険料は加入している被保険者の収入に応じて一定の料率を賦課しており、低所得者に減免を行うことは、制度そのものをゆがめることになると思います。また、医療費一部負担金における減免期間の延長につきましては、既に現行の基準において最大6か月の減免期間が確保されております。さらに延長するということになる、被保険者への新たな負担が増してくるということにつながるというふうに考えます。このような場合には、他の制度を利用することがふさわしいものであり、よって、本陳情については、願意に沿いがたく、不採択としたいと思います。

○佐藤委員長 公明党。

○室井委員 結論から言えば、願意に沿いがたいということであります。

理由も、自民会議さん、それから、民主連合さんから両方出ておりますけれども、おおむね同じ意見でございますので、よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 日本共産党。

○小松委員 願意妥当と判断をいたします。簡潔に理由を述べます。

分割納付についての、より分かりやすい情報公開、説明文を置くということは、さらに分かりやすい形で善処すべきと考えるものであります。また、保険料に対する低所得者の減免、医療費一部負担金における減免期間の延長等については、条例をもって定めることで一般会計からの財政支出をも可能にできると判断するものであり、いずれも願意妥当と判断いたします。

○佐藤委員長 無党派G。

○ひぐま委員 会派を代表して、この件に関しては、まず結論から先に言いますと、この陳情者の思いに、願意妥当という判断をいたしました。以下、簡潔に理由を申し上げます。

陳情事項の1番、2番については実施されているというふうに判断をいたしております。3番につきましては、国の助言で3か月から6か月ということの減免期間がありますけれども、その後、やはり、原則6か月ではありますけれども、支出に合わせて柔軟な対応を取っていただきたいといった思いから、願意妥当という判断をいたしました。

○佐藤委員長 それでは、採択、不採択の判断につきましては、全会一致とならなかったことから、起立採決といたします。

お諮りいたします。

陳情第25号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者 あり)

○佐藤委員長 起立少数であります。よって、陳情第25号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

それではそのように取り扱わせていただきます。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午後3時49分